

議案第13号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を
求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年さぬき市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する

とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年さぬき市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行する

ときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後のさぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後のさぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第14号

さぬき市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する
条例の制定について

さぬき市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の用途の制限を定めることにより、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用地域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市長が告示をした都市計画に定める特定用途制限地域（以下「特定用途制限地域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 特定用途制限地域内においては、別表第1左欄に掲げる特定用途制限地域の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、さぬき市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(基準時)

第5条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合する

こと。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- (5) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

（類似の用途）

第7条 令第137条の19第3項の規定により定める、法第87条第3項の規定によってこの条例の規定を準用する場合における同項第2号に規定する類似の用途の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該アからウまでに掲げる用途相互間におけるものであること。
 - ア 法別表第2（と）項第3号（1）から（16）までに掲げる用途
 - イ 法別表第2（ぬ）項第3号（1）から（20）までに掲げる用途
 - ウ 法別表第2（る）項第1号（1）から（31）まで（（1）から（3）まで、（11）及び（12）中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。）に掲げる用途
- (2) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 用途変更後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（工作物への準用）

第8条 第4条から前条（第3号を除く。）までの規定は、工作物について準用する。この場合において第4条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第6条第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、前条中「令第137条の19第3項の規定により定める、法第87条第3項」とあるのは「令第144条の2の4第2項の規定により定める、法第88条第2項において準用

する法第 87 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(建築物等の敷地が地域の内外にわたる場合の措置)

第 9 条 建築物等の敷地がこの条例の規定による制限を受ける地域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が当該制限を受ける地域に属するときは、当該建築物等の全部についてこの条例の規定を適用する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条第 1 項 (第 8 条において準用する場合を含む。次号において同じ。)

の規定に違反した場合における当該建築物等の建築主又は築造主

(2) 法第 87 条第 3 項 (法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) にお

いて準用する第 4 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物等の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、この条例の公布後最初に行われる都市計画法第 20 条第 1 項の規定による特定用途制限地域に係る都市計画の決定の告示の日から施行する。

(さぬき市手数料条例の一部改正)

2 さぬき市手数料条例 (平成 14 年さぬき市条例第 58 号) の一部を次のように改正する。

別表中 46 の項を 47 の項とし、30 の項から 45 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、29 の項の次に次のように加える。

30	さぬき市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例 (令和 5 年さぬき市条例第 号) 第 4 条第 1 項ただし書 (第 8 条において準用する場合を含む。) の規定による建築等の許可申請	1 件につき	95,000
----	--	--------	--------

別表第 1 (第 4 条関係)

特定用途制限地域の区分	建築してはならない建築物
都市機能集積地区	法別表第 2 (に) 項第 6 号に掲げるもの
一般居住地区	(1) 法別表第 2 (に) 項第 6 号に掲げるもの (2) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号に掲げるもの (3) 法別表第 2 (へ) 項第 2 号に掲げるもの

	<p>(4) 法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの</p> <p>(7) 法別表第2（る）項第1号に掲げるもの</p> <p>(8) 個室（これに類するものを含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗の用途に供する建築物</p>
--	---

別表第2（第8条関係）

特定用途制限地域の区分	築造してはならない工作物
都市機能集積地区 一般居住地区	<p>(1) 法別表第2（と）項第4号に掲げる用途に供する工作物（同号及び令130条の9に規定する危険物のうち同条の表準住居地域の欄に掲げる量をこえるもの（同欄に数量の定めがない場合は、その数量を問わないものとする。）に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法別表第2（ぬ）項第3号（13）又は（13の2）に掲げる用途に供する工作物</p> <p>(3) 法別表第2（る）項第1号（21）に掲げる用途に供する工作物</p>

議案第15号

さぬき市へんろ資料館条例の制定について

さぬき市へんろ資料館条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市へんろ資料館条例

(設置)

第1条 四国遍路の歴史及び文化（以下「四国遍路文化」という。）に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること等により一般の利用に供するとともに、その調査研究を行い、併せて四国八十八箇所霊場を巡るお遍路さんや四国遍路文化に関心のある人々、地域住民等による交流の場を提供することにより、四国遍路文化の普及、発信及び継承に寄与するため、さぬき市へんろ資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さぬき市へんろ資料館
- (2) 位置 さぬき市前山936番地3

(管理)

第3条 資料館は、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第4条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 四国遍路文化に関する資料の収集、保管、展示その他の一般の利用に関すること。
- (2) 四国遍路文化に関する資料の調査研究に関すること。
- (3) 四国遍路文化に関する体験学習会、講演会、研究会等の開催に関すること。
- (4) 来訪者や地域住民等が四国遍路文化を通じて幅広く交流することができる場の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、資料館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 前条に掲げる業務を行うため、資料館に館長その他必要な職員を置く。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、資料館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 資料館の秩序を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 資料館において保管、展示等をする資料又は資料館の施設設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第7条 資料館において保管、展示等をする資料又は資料館の施設設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の決定に基づきこれを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営協議会)

第8条 資料館の円滑な運営を図るため、さぬき市へんろ資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、資料館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、資料館の業務の円滑な遂行に関して、教育委員会に対し意見を申し出ることができる。

3 協議会の委員は、5人以内とし、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表歴史民俗資料館協議会の委員の項の次に次のように加える。

へんろ資料館運営協議会の委員	日額 8,000円
----------------	-----------

(さぬき市農村環境改善センター等に関する条例の一部改正)

3 さぬき市農村環境改善センター等に関する条例（平成14年さぬき市条例151号）別表第1から別表第3までの規定中さぬき市前山活性化センターの項を削る。

議案第16号

重要文化財旧恵利家住宅条例の一部改正について

重要文化財旧恵利家住宅条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

重要文化財旧恵利家住宅条例の一部を改正する条例

重要文化財旧恵利家住宅条例（平成14年さぬき市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

さぬき市障害者就労支援施設条例の一部改正について

さぬき市障害者就労支援施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

さぬき市障害者就労支援施設条例（平成20年さぬき市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表真珠の杜しどの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市国民健康保険条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険条例（平成14年さぬき市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産に係るさぬき市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第19号

さぬき市企業立地促進条例の一部改正について

さぬき市企業立地促進条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市企業立地促進条例の一部を改正する条例

さぬき市企業立地促進条例（平成25年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、さぬき市と高松市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を別冊のとおり変更することについて、同条第4項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第21号

第2次さぬき市総合計画後期基本計画について

第2次さぬき市総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）第2条第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 22 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備を行うため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

総合整備計画書

香川県 さぬき市 多和辺地
(辺地の人口 405 人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度数 180点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

市道については、道路に亀裂や凹みが生じていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

地域活性化施設については、観光及び産業の振興のため、地域活性化複合施設の改修事業や機能を向上させるための施設設備整備事業を実施する。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和7年度まで 3年間

(単位 千円)

区分 事業 施設名	主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道改良事業	さぬき市	26,400	0	26,400	26,400
地域活性化施設整備事業	さぬき市	4,000	0	4,000	4,000
合計		30,400	0	30,400	30,400

議案第23号

さぬき市大串半島活性化基本構想の一部変更について

さぬき市大串半島活性化基本構想の一部を別冊のとおり変更することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）第2条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹